

令和8年度

認証保育所を利用している方に 保育料を助成します



● 対象者

次の①～③の条件すべてを満たす方が対象となります。

- ① お子さんが認証保育所に入所している。
- ② 福生市に住民登録がある。
- ③ 保護者が仕事や病気等で、家庭で保育できない理由がある。

● 助成の対象となる費用

次の費用が助成の対象となります。

① 入園料

② 【3～5歳児クラス】保育料月額 77,000 円まで無償

(※国の無償化上限月額 37,000 円以上の補助です！)

【0～2歳児クラス】保育料月額 80,000 円まで無償

(※国の無償化上限月額 42,000 円以上の補助かつ、対象者を住民税課税世帯まで拡充しています！)

※食材料費(3～5歳児クラスに限る)等、その他認証保育所から求められる費用(認証保育所により異なります。)は、助成の対象となりません。

● 助成の方法

毎月、市から助成額を認証保育所に直接お支払いいたします。

● 提出書類(※入所時及び年度ごとに必要です。)

①受託届

認証保育所との利用契約時に、認証保育所からお渡す「受託届」の利用助成に関する同意欄に署名してください。

なお、署名は父母ともに必要です。

②就労証明書等(父母とも)

認可保育園申込時に就労証明書(6か月以内に証明されたものに限り)をすでに市役所に提出しており、勤務状況に変更がない方は提出不要です。

③施設等利用給付認定申請書(第2号・第3号)

3～5歳児クラス、0～2歳児クラスのうち非課税世帯の方は、提出が必要です。

● 書類提出先

通所している認証保育所

※通所している認証保育所によっては、直接保育・幼稚園係に提出していただく場合があります。

※認可保育所を申込中で、認証保育所を利用し復職した場合、認可保育所入所選考の利用調整指数に影響が出る可能性があります。

《問合せ先》 福生市 子ども家庭部 子ども育成課 保育・幼稚園係
電話 551-1780(直通)

